

## CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

### Newsletter

29 October 2020

「アジア税務紛争対応  
ハンドブック 2020年版（英語）」  
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続き、メカニズム、論点、および和解または正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



### Corporate & Tax Global Update

ニューズレター Vol. 51

#### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 51 となる本号では、会社法改正（取締役等の報酬等として交付される株式及び新株予約権等に関する規定、取締役の個人別の報酬等についての決定方針に関する規定、並びに役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設）、令和3年度経済産業省税制改正要望のポイント等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

#### 目次

##### 1. 日本／グローバル

日本：会社法改正：取締役等の報酬等として交付される株式及び新株予約権等に関する規定、取締役の個人別の報酬等についての決定方針に関する規定、並びに役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設（会社法施行規則及び会社計算規則の改正案をふまえて）

日本：令和3年度経済産業省税制改正要望のポイント

グローバル：“No Deal”でのプレグジットに際し、多国籍企業が取り組むべき課題について

##### 2. アジア

フィリピン：新型コロナウイルス対策法第2弾の施行

##### 3. 米州

米国：米国外国投資委員会、重要技術の申告要件と輸出管理の整合性を図る最終規則を発行

米国：米国証券取引委員会（SEC）による Regulation S-K への人的資本開示要求の追加

##### 4. 欧州

オランダ：COVID-19 暫定法に基づき、法人の会議体のオンライン開催が可能に

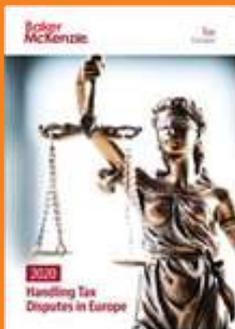
## 「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



## 1. 日本／グローバル

### 日本

#### 会社法改正：取締役等の報酬等として交付される株式及び新株予約権等に関する規定、取締役の個人別の報酬等についての決定方針に関する規定、並びに役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設（会社法施行規則及び会社計算規則の改正案をふまえて）

2019年12月11日に公布された会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下、改正後の会社法を「改正法」といい、改正によって内容が変更されない条文を引用する場合は「会社法」という）は2021年3月1日に施行される予定であり（株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止については、2022年中の施行を予定）、改正法の施行に伴う会社法施行規則の改正案（以下、「改正規則案」）及び会社計算規則の改正案（以下、「改正計算規則案」）等が2020年9月1日に公示され、同月9月30日を締切日としてパブリックコメントに付された。本稿では、前号（Vol. 50）で取り上げた株式交付制度とは別に、新たに導入される取締役等の報酬等として交付される株式及び新株予約権等に関する規定、取締役の個人別の報酬等についての決定方針に関する規定、並びに役員等賠償責任保険契約に関する規定の概要について、改正規則案等の内容をふまえて概説する。なお、改正規則案等については今後変更がなされる可能性があることに留意されたい。

#### 取締役等の報酬等として交付される株式及び新株予約権等に関する規定

##### 1. 改正の趣旨

現行法上、募集株式の発行又は自己株式の処分においては、常に払込金額又はその算定方法を定めなければならない（会社法第199条第1項第2号）。そのため、取締役の報酬等として株式を交付する場合、金銭を取締役の報酬等とした上で、取締役をして株式会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として給付させることによって株式を交付することが行われている。このような方法は技巧的であり、このようにして交付した場合の資本金等の取扱いが明確ではないとの批判があった。

そこで、改正法により、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下、「上場会社」）は、取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をするときは、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しないこととされる。具体的には、上場会社は、定款又は株主総会の決議による改正法第361条第1項第3号に掲げる事項についての定めに従い、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、会社法第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しないこととされ、その上で、取締役の報酬等として株式の発行等をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は同項3号の財産の給付を要しない旨及び募集株式を割り当てる日を定めなければならないこととされる（改正法第202条の2第1項）。

また、現行法上、新株予約権については、常にその行使に際して金銭の払込み等をしなければならないこととされているため（会社法第236条第1項第2号参照）、新株予約権をストックオプションとして交付する場合、行使価額を1円にすることにより、実質的に行使に際して金銭の払込み等を要しない交付が行われている。このような方法も技巧的であるとの批判があった。

## 「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



そこで、改正法により、上場会社は、取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するときは、当該新株予約権の行使に際して金銭の払込み又は財産の給付を要しないこととすることができるとされる。具体的には、上場会社は、定款又は株主総会の決議による改正法第361条第1項第4号又は第5号口に掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、会社法第236条第1項第2号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しないこととし、この場合においては、取締役の報酬等として又は取締役の報酬をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は同項3号の財産の給付を要しない旨及び取締役以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨を新株予約権の内容としなければならないこととされる（改正法第236条第3項）。

### 2. 取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をする際に定めるべき事項

上記の通り、取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をするときは、定款又は株主総会の決議によって改正法第361条第1項第3号に掲げる事項を定める必要がある。同号に掲げる事項は、以下の通りである。

- ① 発行又は処分をする募集株式の数の上限（改正法第361条第1項第3号）
- ② 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役が約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要（改正規則案第98条の2第1号）
- ③ 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを取締役が約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要（同条第2号）
- ④ 上記②及び③の事項のほか、取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要（同条第3号）

### 3. 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行する際に定めるべき事項

上記の通り、取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するときは、定款又は株主総会の決議によって改正法第361条第1項第4号又は第5号口に掲げる事項を定める必要がある。同項第4号に掲げる事項は、以下の通りである。

- ① 発行する募集新株予約権の数の上限（改正法第361条第1項第4号）
- ② 会社法第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（新株予約権の目的となる株式の数、行使価額、現物出資の場合のその旨等、行使期間等）（改正規則案第98条の3第1号）
- ③ 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要（同条第2号）
- ④ 上記②及び③の事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要（同条第3号）
- ⑤ 会社法第236条第1項第6号に掲げる事項（譲渡制限がある場合のその旨）（同条第4号）
- ⑥ 会社法第236条第1項第7号に掲げる事項の内容の概要（取得条項がある場合の条件等）（同条第5号）
- ⑦ 取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要（同条第6号）

改正法第361条第1項第5号口に掲げる事項は、以下の通りである。

## 「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド(無料)をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



- ① 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限(改正法第361条第1項第5号口)
- ② 会社法第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項(新株予約権の目的となる株式の数、行使価額、現物出資の場合のその旨等、行使期間等)(改正規則案第98条の4第2項第1号)
- ③ 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要(同項第2号)
- ④ 上記②及び③の事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要(同項第3号)
- ⑤ 会社法第236条第1項第6号に掲げる事項(譲渡制限がある場合のその旨)(同項第4号)
- ⑥ 会社法第236条第1項第7号に掲げる事項の内容の概要(取得条項がある場合の条件等)(同項第5号)
- ⑦ 取締役に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要(同項第6号)

### 4. 執行役

執行役についても、同趣旨の改正が行われる(改正法第409条第3項第3号ないし第5号、改正規則案第111条ないし第111条の3)。

### 5. 資本金及び準備金として計上すべき額

株式の発行により計上すべき資本金の額等は、株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額を基礎として計算されるのが原則である(会社法第445条第1項ないし第3項)。しかし、取締役の報酬等として株式を発行する場合やストックオプションとしての新株予約権が行使されて株式が発行される場合については、金銭の払込み等を要しないこととされたことに伴い、これらの場合に資本金又は準備金として計上すべき額については、別途、法務省令で定めることとされる(改正法第445条第6項)。

この規定を受けて、改正計算規則案において、①取締役又は執行役がその職務の執行として株式会社に対して提供した役務の対価として当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利(新株予約権を除く)についての会計処理の定め、②取締役又は執行役が株式会社に対し割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する際の株式発行及び自己株式の処分についての会計処理の定め、並びに③取締役又は執行役が株式会社に対し割当日前にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する際の株式発行及び自己株式の処分についての会計処理の定め等が置かれる(改正計算規則案第2条第3項第34号、第42条の2、第42条の3、第54条の2他)。

### 6. 関連規定の改正(事業報告)

事業報告について、報酬等として付与された株式や新株予約権等に関する記載事項が追加される(改正規則案第122条第1項第2号、第123条第1号)。

## 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する方針に関する規定

### 1. 改正の趣旨

現行法上、取締役の報酬等については、定款又は株主総会の決議により概括的に定めれば、個々の取締役の報酬等の内容についてまで具体的に定める必要はなく、取締役会にその決定を委任することができることと解されている。そして、個々の取締役の報酬等の内容に係る決定の委任を受けた取締役会は、

その決議によりさらに代表取締役はその決定を一任することができるかと解されている。しかし、その場合における個々の取締役の報酬等の配分の在り方についての規定がなく、投資家等から、その決定手続の透明性を高めることが強く求められていた。

そこで、改正法により、監査役会設置会社（公開会社、かつ、大会社であるものに限る）であって、金融商品取引法第24条第1項に定める有価証券報告書の提出義務がある会社の取締役会、及び、監査等委員会設置会社の取締役会は、定款又は株主総会決議により個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬内容が具体的に定められていない場合、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならないとされる（改正法第361条第7項）。

改正法第327条の2により社外取締役を置くことが義務付けられる株式会社の範囲が広がったことに伴い、上記に該当する株式会社は、社外取締役の設置が義務付けられることとなる（ただし、監査等委員会設置会社は従来から社外取締役の設置義務がある（会社法第331条第6項））。そこで、社外取締役による取締役の職務執行の監督を行うことが期待される株式会社について、取締役会において報酬等の決定方針を決定しなければならないこととして、報酬等の観点からも社外取締役の関与を強めるものである。

## 2. 報酬等の決定方針の内容

改正法第361条第7項の委任を受けた改正規則案第98条の5では、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針として取締役会で決定すべき事項は以下の通りとされている。

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、⑧まで同じ）の個人別の報酬等（業績連動報酬等（下記②参照）及び非金銭報酬等（下記③参照）のいずれでもないものに限る）の額又はその算定方法の決定に関する方針（改正規則案第98条の5第1号）
- ② 取締役の個人別の報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該株式会社又はその関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう）の業績を示す指標（以下、「業績指標」）を基礎としてその額又は数が算定される報酬等（以下、「業績連動報酬等」）がある場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（同条第2号）
- ③ 取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもの（募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む。以下、「非金銭報酬等」）がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（同条第3号）
- ④ 上記①の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針（同条第4号）
- ⑤ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針（同条第5号）
- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当、委任する権限の内容、及び、委任の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容（同条第6号）
- ⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（上記⑥の事項を除く）（同条第7号）
- ⑧ 前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項（同条第8号）

### 3. 報酬等の決定方針の効果

報酬等の決定方針を決定せず、又は報酬等の決定方針に違反して、取締役の個人別の報酬等の内容を決定した場合には、その決定は違法かつ無効であると解される。

### 4. 関連規定の改正（事業報告）

取締役の報酬等の内容に係る決定手続の透明性を向上させるという改正法の趣旨に照らして、事業報告の記載事項が拡充される（改正規則案第121条第4号イ、ロ、第5号の2ないし第6号の3）。

## 役員等賠償責任保険契約に関する規定

### 1. 改正の趣旨

会社役員賠償責任保険（D&O保険）は、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に関し損害を賠償する責任を負うことを過度に恐れて職務執行が萎縮することがないように、役員等に対してインセンティブを付与するという意義がある。他方で、役員等を被保険者とする保険契約（D&O保険を含む）を株式会社が締結することは、利益相反取引（会社法第356条第1項第3号）に該当し得るところ、株式会社が保険契約を締結するにあたってどのような手続等が必要であるかについての解釈は確立されてこなかった。そこで、改正法において、規制が必要となる保険契約の定義を定めた上で、必要となる手続等を明確にする。

### 2. 「役員等賠償責任保険契約」の定義

改正法においては、「役員等賠償責任保険契約」は、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものから、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いたもの、と定義されている（改正法第430条の3第1項）。

これを受け、法務省令では、以下の保険契約を「役員等賠償責任保険契約」の定義に含まれないものとしている。

- ① 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する株式会社を含む保険契約であって、当該株式会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該株式会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの（改正規則案第115条の2第1号）
- ② 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く）を保険者が填補することを目的として締結されるもの（同条第2号）。

上記①には、いわゆる生産物賠償責任保険（PL保険）や企業総合賠償責任保険（CGL保険）が該当すると考えられ、これらの保険は「役員等賠償責任保険契約」から除かれることとなる。これらの保険は、株式会社に生じる損害の填補を主たる目的としており、役員等は付随的に被保険者に追加される場合が多いと考えられるためである。

上記②には、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険が該当すると考えられ、これらの保険は「役員等賠償責任保険契約」から除かれることとなる。これらの保険は、自動車の運転中や旅行行程中に生じた偶発の事故など、職務上の義務とは直接関連のない義務違反によって生じる損害を填補することを目的として締結されると考えられるためである。

### 3. 利益相反取引規制の適用除外等

「役員等賠償責任保険契約」は、典型的に利益相反性が高い一方で、利益相反取引規制が適用されるとすると、当該取引によって株式会社に損害が生じた場合における当該取引に関わった取締役又は執行役の任務懈怠が推定されることとなる（会社法第423条第3項）。しかし、役員等に対してインセンティブを付与するという趣旨に鑑みれば、このような規制は相当でない。そこで、改正法の下では、「役員等賠償責任保険契約」については、利益相反取引規制を適用しないこととされた（改正法第430条の3第2項）。

その上で、典型的に利益相反性が高い点に鑑み、任務懈怠の推定規定以外の点は、現行の利益相反取引規制に倣った規制が置かれている。具体的には、役員等賠償責任保険契約の内容の決定には、株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の決議を要することとした上で（改正法第430条の3第1項）、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社において、取締役会はこの決定を取締役又は執行役に委任することができないこととされている（改正法第399条の13第5項第13号、第416条第4項第15号）。監査役設置会社においても、取締役会がこの決定を取締役に委任することができないことを前提としている。

### 4. 関連規定の改正（株主総会参考書類・事業報告）

役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設に伴い、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類に、役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載しなければならないこととされる（改正規則案第74条第1項第6号、第74条の3第1項第8号、第75条第6号、第76条第1項第8号、第77条第7号）。

また、役員等賠償責任保険契約に関する事項を事業報告に記載しなければならないこととされる（改正規則案第119条第2号の2、第121条の2）。

[最初のページに戻る](#)

## 令和3年度経済産業省税制改正要望のポイント

2020年9月30日、経済産業省は令和3年度税制改正要望（以下、「経産省要望」）を公表した。経産省要望の内容は、国税に係るものだけでも45項目と多岐にわたる。今回の経産省要望では重要と思われる項目がいくつもあり、以下にその概要を紹介する<sup>1</sup>。なお、昨年の経産省要望で取り上げられたものの、会社法の改正のタイミングの為見送られた株式対価M&Aに係る税制整備に関しても、今年度も同様に取り上げられている。この内容については、昨年と同様であるため、本ニューズレターVol.38を参照されたい。

### 改正要望の概要（主要な項目について）

#### 1. 研究開発税制

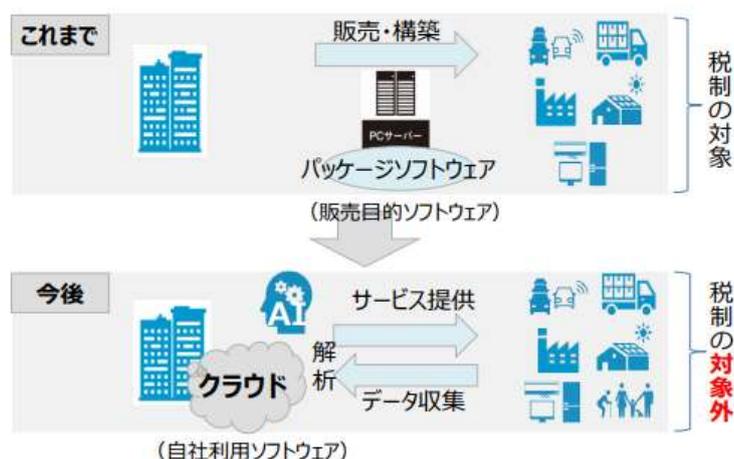
研究開発税制は、昭和42年度の創設から、度々に亘り拡充、縮小を繰り返して、今日まで至ってきた。経産省要望では、第5期科学技術基本計画におい

<sup>1</sup> 経済産業省 HP「令和3年度経済産業省税制改正要望について」より。  
[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_r/index.html](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/index.html)

て我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された Society 5.0<sup>2</sup> を実現するためには、個別産業でのデータ・AI の活用・実装が重要であること及びあらゆる産業において、大胆に R&D 投資を行い、リアルデータ・AI を活用してビジネスモデルを転換する等、デジタルトランスフォーメーションの推進が不可欠であることを指摘している。そして、その実現のため今回の経産省要望では、「税額控除上限の引き上げ」、「クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為を税制の対象に追加」等の措置を求めており、具体的には主に以下の事項が要望内容として挙げられている。

- ① 従来の総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引き上げ<sup>3</sup>。
- ② クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への参入

#### ②のイメージ<sup>4</sup>



2. 新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題対応への必要性を契機に行う我が国企業のビジネスモデル転換に資する税制措置（「新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置の検討」）及び中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設

本年、多くの企業に影響を与えた新型コロナウイルス感染症に関連して、経産省要望では、「新たな日常」に対応していくための、企業の大胆なビジネスモデルの変革（事業再構築・再編等）の重要性を指摘している。

経産省要望では、具体的な要件、内容は明示されていないが、大胆なビジネスモデルの変革を前提に経営状況回復の実現とデジタル関連投資を促進する税制措置（例えば、投資に対する特別償却・税額控除や、繰越欠損金の控除上限の引上げ等）を講じるとしている。

現行の税制では、大法人及び大法人と完全支配関係がある普通法人等の一定の法人については、欠損金の利用はその法人の所得の50%までに制限されて

<sup>2</sup> 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

（内閣府 HP より [https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)）

<sup>3</sup> 従来の総額型、中小企業技術基盤強化税制いずれについても調整前法人税額の25%から30%への引上げが要望されている。

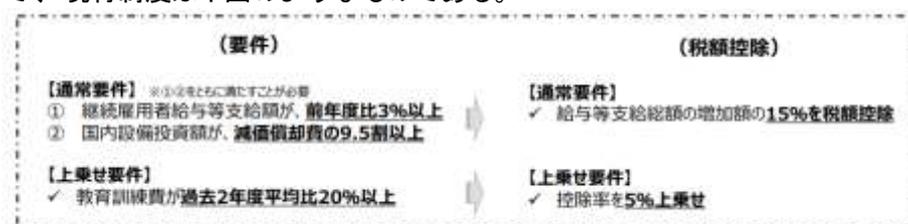
<sup>4</sup> 経済産業省 HP「令和3年度税制改正に関する経済産業省要望」より。  
[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_r/pdf/1\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/pdf/1_02.pdf)

いる。コロナ禍において大幅な欠損金を生じた会社のV字回復を後押しするための措置となることが期待される。

また、中小企業については、上記とは別途、M&Aなどを通じた経営資源の集約化等といった中小企業の経営基盤強化を支援するための必要な税制措置を創設するものとしている。現状では、中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税、不動産取得税の特例）が存在するが、現時点ではどのような具体的な措置となるかは明確ではない。譲渡・譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、経営資源集約後の新分野進出に向けた取組みの支援に関連した優遇措置（例えば、これらに関連する費用に係る税額控除）となるのではないかと推測される。

### 3. 大企業向け賃上げ税制の見直し・延長

現行の大企業に係る（従前の所得拡大促進税制の廃止及び）賃上げ・生産性向上のための税制の創設は平成30年度に行われた。令和2年度の改正を経て、現行制度は下図のようなものである。<sup>5</sup>



経産省要望では、現行制度の適用期限の延長及び外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった「新たな日常」への適応に向けた多様な人材投資を支えていくための見直しを行うとしている。上乗せ要件の緩和等の措置が取られることが推測される。

### 4. 経済のデジタル化に伴う国際的な課税の見直し（最低税率課税など）への対応

経産省要望では、具体的な税制改正内容については特に触れられていないが、年内に行われることが予定されている一定の国際合意に基づいたその先の国内法制化に当たっては、（工場等に対する投資優遇の多い）アジア等に多くの拠点を有する日系製造企業に過度な負担増を回避しつつも、デジタル経済化を見据えた日本企業の競争力強化策を併せて検討することが必要とされている。

[最初のページに戻る](#)

## グローバル

### “No Deal”でのブレグジットに際し、多国籍企業が取り組むべき課題について

イギリス政府がEU離脱に関する移行期間の延長を拒否したことから、EUとイギリスの間で2021年1月1日付で“No Deal”でのブレグジットとなる算が高まっているなかで、多国籍企業は“No Deal”ブレグジットがもたらす様々な課題に取り組む必要があるだろう。これらの課題には、製品承認その他の規制、金融業規制、個人情報保護規制、入国管理や労働法規制、関税その他の輸出入規制、直接税と間接税その他の税務等、極めて多岐に渡っており、ブレグジット後にはEU規制とイギリス規制の双方に適合する枠組みを構築する必要性に迫られることも考えられる。また、EU内の越境合併や越境組織

<sup>5</sup> 脚注4と同じ。

変更といった組織再編の制度は、イギリス法人が関係する場合には用いることができないことも想定される。

ベーカーマッケンジーでは、これら"No Deal" ブレグジットによって多国籍企業が直面することが想定される様々な課題のチェックリストを包括的にまとめたので参考にされたい。

<https://www.bakermckenzie.com/-/media/files/insight/publications/2019/09/no-deal-brexite-checklist-09182020.pdf>

[最初のページに戻る](#)

## 2. アジア

### フィリピン

#### 新型コロナウイルス対策法第2弾の施行

2020年9月15日、新型コロナウイルスの影響により疲弊したフィリピン経済の立て直しに必要な大統領の権限行使を認めるバヤニハン法の第2弾（Bayanihan Act 2、以下、「第2次バヤニハン法」という）が施行された。同法には、経済支援策、規制緩和、税制優遇措置等多様な政策が盛り込まれている。本記事ではその一部を抜粋して紹介する。

#### 経済支援と融資補助の拡張

- コミュニティ隔離期間中に営業を禁止された中小零細企業等に対し、最低30日間、賃料の支払を猶予する。
- 銀行その他の金融機関等に対し、2020年12月31日までに返済期限が到来する全ての融資について、1回限り60日間の支払猶予を指示する。
- eコマース事業者に対する技術的経済的支援。

#### 規制緩和

- 法律上要請される書類の届出、提出、税金、費用の支払い等に関する法定期限及びスケジュールの変更。
- 取引額500億フィリピンペソ以下のM&A取引について、2年間、フィリピン競争法に基づく通知義務を免除し、1年間フィリピン競争委員会による職権審査の対象外とする。
- 貿易産業省、財務省、天然資源省の長官等により構成される委員会の決定により、民間で行われる事業のうち、国家的に重要な事業、経済効果が大きい事業又は雇用創出力が大きい事業について、一部の許認可を免除する。
- 情報通信インフラ建築のための許可要件を一部免除。
- コミュニティ隔離期間中の全産業における経済活動の継続、能力の強化を促進する事業及び取引に関し、書類提出の懈怠、遅延、強制的な届出義務その他の報告義務の不遵守に、罰金その他の経済的な罰則を科すことを停止するよう、証券取引委員会及びその他の規制当局に対し指示する。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための施策

- サプライチェーンにおける障害を最小化し、供給を促進する措置を講じることで、ヘルスケア機器等の重要な物品を確保する。輸出向け生活必需品メーカーに対し、国内供給を要求する場合がある。

## 感染者等に対する差別への罰則

新型コロナウイルスの感染者、感染の疑いがある者、海外から帰国したフィリピン人労働者等に対する差別行為について、6か月の懲役若しくは100,000フィリピンペソの罰金が科される。

## 今後の対応について

第2次バヤニハン法は上記を含む多岐にわたる権限を大統領に付与しており、その内容を十分に理解し、フィリピンにおける事業活動に役立てることが望ましい。また、新型コロナウイルス感染症に関する差別とみなされうる行為がないか、コロナ禍での自社の対応を広く見直す必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 米州

### 米国

#### 米国外国投資委員会、重要技術の申告要件と輸出管理の整合性を図る最終規則を発行

2020年9月15日、財務省は、米国外国投資委員会（以下、「CFIUS」）の規則に基づき、重要技術の申告要件の範囲を修正する最終規則を公表した。最終規則は、2020年5月21日に発行された規則案を踏襲し、外国投資のための申告要件を輸出許可要件とより密接に整合させている。

2020年10月15日より、米国の重要技術に係る事業への外国投資については、当該技術が、外国人投資家又は資本構造内の一定の外国人への輸出、再輸出又は（国内）移転のために、関連する米国の輸出管理体制の下で米国規制上の許可を必要とする場合、申告が必須となる。かかる変更は、重要技術が使用される産業に焦点を当てた現行の重要技術の申告要件に取って代わるものである。

CFIUSの規制における「重要技術」は、米国の輸出管理制度を参照して定義されており、今後もその点に変更はない。具体的には、国務省の国際武器取引規則（ITAR）、商務省の輸出管理規制（EAR）、一定の外国の原子力活動に適用されるエネルギー省の規則、一定の原子力機器・材料の輸出入に適用される原子力規制委員会の規則、及び生物学的作用物質・毒物選定リストである。最終規則は、重要技術の申告要否を、これらの制度の下での輸出承認要件に結び付けており、当事者は、投資家（又は資本構造内の当事者）が、米国企業が開発、試験又は製造した重要技術のエンドユーザーである場合、上記規制の一つ又は複数の下で輸出許可が必要かどうかを判断する必要がある。具体的には、以下の点を分析する必要がある。

- ① 米国企業が重要技術を開発、試験、生産しているか
- ② 重要技術を以下のいずれかの当事者に輸出、再輸出、又は移転する場合に、主たる事業所、国籍（個人の場合）、又はその他の理由に基づいて、許可が必要となるか

対象取引の結果として米国事業を「直接支配」する可能性のある者。

米国事業に直接的に利益を取得する者、又は既に米国事業への直接投資を行っており、一定の関連する非支配権を取得する者。

上記二者の外国人に対して25%以上の議決権を保有する、又は保有する外国人グループの一員である者。

当該重要技術及び外国人が、TSU 許可例外の適格基準並びに ENC 及び STA 許可例外条項を満たしていれば、CFIUS への申告は不要である。また、関連する許可例外の適用を受けるには、関連する許可例外の輸出前要件を満たせば足りるとされている。

最終規則では、取引の過程で米国の輸出規制が変更される可能性があることを考慮し、「重要技術」の分析は、クロージング時点又は取引条件を確定する契約書への署名時点のいずれか早い時点におけるもので足りることを明確にしている。かかる趣旨は、「実質的な利害関係」に関する申告についても適用される。すなわち、署名日又はクロージング日のいずれか早い時点において「重要技術」に該当する技術について、その開発、試験又は生産を行う米国事業の議決権の25%以上を一定の外国政府関連企業が買収する場合には申告が必要となる。かかる時点の明確化は、何が重要技術を構成するかに関する判断に対してのみ適用される。

## 米国証券取引委員会（SEC）による Regulation S-K への人的資本開示要求の追加

2020年8月26日、米国証券取引委員会（SEC）は各会社に、経営陣が経営において重視する人的資本対策（human capital measures）や目標といった人的資本資源（human capital resources）を、事業の理解に重要な範囲で開示するよう求めることを含む Regulation S-K の改正（以下、「本改正」）を採択した。これは株主、議決権行使助言会社等からの注目や情報要求が強まっていることに対応してなされたものである。本改正は、連邦官報による公布後30日で施行される。なお、2019年8月に公表された改正案の内容については、本ニューズレター [Vol. 44](#) を参照されたい。

新たな人的資本開示要求は Regulation S-K の 101(c) に追加された。改正により開示が要求される事項の概要は、以下の通りである。

- 従業員数を含む人的資本資源に関する記述
- 経営において重視する人的資本対策や目標（各会社の事業内容や従業員の状況次第であるが、会社の発展、魅力向上、従業員の定着といった課題に対する対策や目標など）

Regulation S-K の開示義務の適用を受ける会社は、本改正による人的資本開示要求への準備を開始する必要がある、下記のような観点での検討が必要となる。

- 人的資本資源、対策、目標の明示  
会社は、従業員数の観点からのみならず、採用、定着率、タレントマネジメント、従業員教育、安全衛生、生産性、多様性及び文化といった分野において、労働力管理が会社に利益をもたらす方法を考察することにより、人的資本資源を明示しなければならない。本改正は、会社の発展、魅力向上、従業員の定着といった課題に対する対策や目標の例を提示するが、定着率（転職率データなど）、1年当たりの平均教育時間、人的資本流行（競争状況、社内の採用及び昇進率）、生産性及び人的資本資源に関する目標達成も含まれると考えられる。
- 過去の人的資本開示のレビュー及び分析  
会社が過去に人的資本資源、対策、目標を開示していた場合、人的資本に関するその後の開示に際し、これらを考慮に入れなければならない。

- 投資家や議決権行使助言会社の人的資本管理（human capital management）に関する見解の検討  
投資家や議決権行使助言会社にとって重要な問題を理解するため、彼らの人的資本管理に関する見解を検討しなければならない。
- 取締役会や委員会による人的資本管理の監督の検討  
会社は、取締役会や委員会が有する資本管理の監督責任の範囲を決定し、監督責任を果たす際に取締役会や委員会が重視する重要な人的資本対策や目標を理解しなければならない。多くの会社では、取締役会が人的資本管理に関する事項についての一般的な監督を行い、特定の監督責任については必要に応じて報酬委員会その他の適切な委員会に割り振られる。
- 外部アドバイザーの関与  
人的資本資源、対策、目標に関して適切な要素が適切に検討されるよう、外部アドバイザーを関与させることも考えられる。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 欧州

### オランダ

#### COVID-19 暫定法に基づき、法人の会議体のオンライン開催が可能に

COVID-19 暫定法に基づき、法人の経営陣らは取締役会（management board）、監査役会（supervisory board）、株主総会等の正式な会議体をオンライン開催する旨決定できることとなっている。同法が施行されたのは2020年4月24日であるが、オランダでCOVID-19 関連施策が発効した3月16日以後に開催されたものについては同法が遡及的に適用され、そこでなされた決議等も有効なもののみなされることとなった。暫定法のほとんどの条項は、2020年12月1日をもって失効するものの、今後の法令により2か月間の延長も可能とされている。本暫定法の主要な事項は、以下の通りである。

##### • 取締役会・監査役会における意思決定

取締役会及び監査役会は、オンラインによる会議により意思決定をすることができる。元来オランダ法上、取締役会及び監査役会の意思決定方法に関する規定はなく、メンバーが合意する方法、すなわち、会合、電話、その他電子的手段又は書面により決議を行うこと自体は可能であった。

今回の暫定法施行による変更点は、定款によって、物理的な会議の開催が要求されている場合であっても、オンライン開催が可能となったことである。これにより、全ての会社の取締役会、監査役会が、オンサイトとの並行開催、又はオンラインのみでの開催を決定できる。

##### • 株主総会における意思決定

オランダ法上は、株主総会における意思決定は、物理的な会議を通じて行われることが原則とされており、定款において規定した場合には、ハイブリッド型の株主総会が可能とされている。

暫定法に基づき、取締役会は、以下の要件を満たす限り、オンラインと並行させてのハイブリッド型株主総会、又は物理的な参加を認めない完全なオンライン型株主総会の開催を決定できる。

1. 取締役及び株主が、電子的手段（オーディオ、ビデオ等のライブストリームを通じて）で会議に出席できること。
2. 取締役及び株主が、当該会議の72時間前までに、提案された議題事項について、書面又は電子的方法により質問する機会を得たこと。

また、株主総会への参加権を有するその他の機関（取締役、監査役、会計士）が、電子的手段により、その役割を果たすことができるよう確保されている必要がある。法律上又は定款上物理的な会議又はハイブリット型株主総会のみが許容されている場合であっても、暫定法により完全なオンライン型株主総会とすることが可能とされている。

- **株主からの質問への対応**

株主からの質問に対しては、総会に先立ち、又は総会中に回答しなければならない。回答内容は、当該法人のウェブサイトその他の電子的通信手段を通じて入手可能な状態に置くことで、役員や株主が投票に際し参照できるようにしなければならない。

- **招集通知及び決議の効力**

上記のように取締役会が、オンライン実施を伴う株主総会の開催を決定した場合、招集通知にこれを記載しなければならない。その際、質問を提出する時期及び方法、質問に対する回答方法、株主総会への参加方法も明記する必要がある。もっとも、事後の法的紛争回避のために、暫定法に基づく以上の要件の不充足は、決議自体の効力に影響を与えない旨も併せて規定されている。

[最初のページに戻る](#)